

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先
機関（総理府南方連絡事務所） 1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395

南蓮，所掌事務

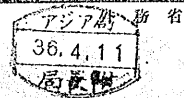
アジア局長
宇山参事官

法規課長 北米課長 北東アジア課長

那覇日本政府南方連絡事務所
所掌業務等に関する件

昭36.4.11
北東アジア課(組)

昨年11月、米側より通報があった。那覇南
連事務所。所掌業務規定の一部追加に関
する米側提案に関し、(別添英文(1)参照)総
理府特連局より、別添(2)の通り、回答を接
受し、その対米申入れ案について成案を得
たので、4月10日、当方は在京米大使館サリ



シ書記官の来訪を求め、本件に関し、要旨次
の通り、会談を行った。

記

当方より「サ」書記官に対し、

- (1) 米側提案中「那覇日本政府南方連絡
事務所と琉球列島米国民政府とによ
りて相互に合意される範囲内での文言は
「日本政府当局と琉球列島米国民政府
とによりて相互に合意される範囲内
での文言に修正し、その理由として
は、日本政府の沖縄技術援助に関
する基本的事項は、かつて外交ルートと

通じ、日本政府当局と米民政府との合

意により決定されるものであるから、上

記趣旨の如く修正する方が適当と考

える。従って、南連事務所は上記

合意事項の範囲内で、^{当所}その実施面に

おける業務事項について、米民政府と

連絡交渉を行うものとした。

(2) この規定に言う technical assistance

は、次の分野における援助を含むもの

とする。

(a) 日米間の了解に基づき、既にこ

れまで継続されている、一般的技術

援助(医療、教育、戸籍、経済等を含

む)であって、昨年11月、貴方から貴大使

館に申入れた対沖縄技術協力に関

する年間希望計画の内容について、部

分的変更を必要とする場合の連絡交渉

^{の業務}は、本項に含まれるものとする。

(b) 那覇模範農場の設置及び運営に対

する援助(那覇日本政府南方連絡事務

所に在るための技術職員を配置すること

を含む)である。本件^(設置に関する)問題につ

いては、^{従来}総理府特連局が東京又は那

覇で、米民政府と諮合した既成事実及

この引続き米政府と協議することとを認

めることと要望する趣旨のもの

ある。

(1) 本上、沖縄間、マイク回線開設に對する援助

本回線設置に關する日米間、最終的合

意は未だ不明であるが、右基本的了解が

得られるならば、その裏面に關し日本

側は琉球側と協議すべき事項が相

当起りうるものと予想されるので、那覇南

連事務所としてその連絡交渉に當らし

めるものとす。

(2) 沖縄、学校卒業生に對し、本土に

於ける就職先を斡旋するための援助につい

ては、技術援助に關する業務とは見做

し難いものがあるかと考へるが、これは卒

業生の就職安定に關する所要事項

は従来琉球政府から日本政府(岩田省)

と直接連絡交渉を行つており、これか

ため必要と都度、琉球政府職員が本土

に出張して連絡に當らざるを得ない

実情に鑑み、右(中略)所要連絡事項を円

滑ならしめるため、総理府特達局は那

覇南連事務所として本業務を所掌せ

(おとしを希望してゐる。
よつて、上記1.の日本側修正規程案
及び2.各項について、米民政府の同意が
得られるならば、当省は本件所掌業務
規程の追加方.に關し交換公文を以て
貴大使館に正式申入れを行ふ意向で
あり旨を述べたところ、貴書記官はわ
が方の申入れを了承し、早速米民政府
に取次ぐべしと答えた。

"With respect to the provision of technical assistance
by the Government of Japan to the Ryukyu Islands. To
perform administrative and related functions to the
extent mutually agreed upon by the Japanese Government
Liaison Office in the Ryukyu Islands and the United
States Civil Administration of the Ryukyu Islands."

(別添
二)



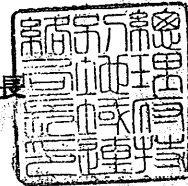
アジア局長
宇山参事官
北東アジア課長

総特連才4/1号
昭和36年4月4日

別
添
付
(シ)

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



那覇日本政府南方連絡事務所の所掌業務について

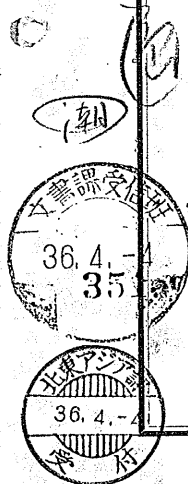
客年12月在京米大使館から非公式に提案のあつた旨貴省から連絡のあつた標記のことについては、当局としては米側提案が下記の点を解決するものとして異存はない。

記

1. 米側提案は、現在実施中の那覇連絡事務所における所掌業務の追加項目として挿入されることが望ましいので、米側提案中「那覇日本政府南方連絡事務所と琉球列島米国民政府とによつて相互に合意される範囲内で」との文言はできれば削除されたいこと。
2. 米側提案の内容は、日本政府が従来から実施している一般的技術援助又その実施が既に決定している下記のごとき事項のほか今後沖縄に対して行なうことのある広い意味の技術援助の実施に関し、米国民政府と連絡交渉を行なうこと、を包含していること。

(下記)

- ✓(イ) 米側から要請のあつた模範農場に対する援助に関しては、技術職員5名を那覇連絡事務所の職員として派遣してこれを実施することが米側提案の中に包含されていること。
- (ロ) 本土と沖縄間のマイクロ回線の設置に関して、その実施上の諸事項につき米国民政府と連絡交渉を行なうこと。
- (ハ) 沖縄の新規学校卒業生その他住民の本土就職に関し、情報を交換し、これらの者の職業安定に関する基本的事項につき連絡交渉を行なうこと。



総 理 府

回覧番号
並北 1386

1. The technical assistance under this provision is construed to include the assistance in the following fields:

- a) Assistance in general which has hitherto been carried out based on the understanding reached between Japan and U.S.A., including that in medical treatment, education, family registration, economy, etc.
- b) Assistance for establishment and operation of a model farm in the Ryukyu Islands (for this purpose, the assignment of technical officials to the Japanese Government Nampo Liaison Office at Naha to be included).
- c) Assistance for installation of a microwave route between Japan and the Ryukyus.
- d) Assistance for intermediation (of GRI) in finding a job in Japan proper for those who have finished school course.

It is proposed that the following function be added to those of the Japanese Government Nampo Liaison Office in the Ryukyu Islands, as set forth in the American's Embassy Note No. 2205 of May 21, 1953.

"With reference to the provision of technical assistance by the Japanese Government to the Ryukyu Islands, to perform administrative and related functions to the extent mutually agreed upon between the Japanese Government authorities and the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands."

別添
⑤